

第5章

広域自治体（沖縄県、京都府、長野県） の取組について

公益財団法人日本都市センター主任研究員 清水 浩和

はじめに

基礎自治体とは異なり、広域自治体（都道府県）が雇用政策を行う意義はどのような点に求められるだろうか。すくなくとも、国と都道府県で失業・雇用維持対策（緊急雇用対策や雇用調整助成金など）や職業訓練を所管し、労働需給調整は労働局・公共職業安定所（ハローワーク）で行われるが、雇用創出に繋がる産業振興（大企業誘致など）は都道府県がその商工部門を通じて広域的に実施してきたと言える¹。かつて地方事務官制度が廃止されることによって都道府県の雇用・労働関係部署が労働局に、また都道府県の職員が国の職員に再編されたことなどによって都道府県の雇用政策への関与の度合いはかつてほど強いというわけではない。しかしながら、ハローワークや県内市町村と連携することで広域的に地域の求人企業と求職者をマッチングさせる機能や、就労支援を総合的に実施する権限は組織的にも財源的にも基礎自治体に比して強いことは確かであろう。

とはいえ、都道府県によって雇用政策や就労支援へのスタンスは千差万別である。すくなくとも沖縄県と京都府について基礎自治体との比較で垣間見られた特色は、雇用労働部局と福祉部局の強い連携であり、これらと地域の組織との連携である。これらの府県では国（ハローワーク）とも連携することで総合的な雇用・就労支援の拠点のワンストップ化がはかられ、生活相談から就労支援までの総合的な支援体制も敷かれていた。これらとは対照的に、長野県では県内の町村部は県が県社協（長野県社会福祉協議会）に委託し、市部は市の直営または市社協（市社会福祉協議会）が受託する形で、福祉部局である生活就労支援センター（まいさぼ）による生活相談

1 この点についての記述は筒井（2011）を参考にした（p.88）。

から就労支援までの総合的な支援体制が敷かれている点が大きな特色となっている。

日本都市センターの総合就労支援研究会では、学識委員とゲストスピーカーからの研究報告を通じて議論を深めるとともに、自治体への現地調査を進めてきた。そこで、本章では紙幅と時間が制約されていることから、そうした自治体の就労支援への取組を以下のよう
に3つの視点、すなわち①取組の特徴、②国との連携（就労支援の包括化）、③地域との連携（就労支援の総合化）という観点から整理することにしたい。

1 グッジョブセンターおきなわ（沖縄県、那覇市、沖縄県労働者福祉基金協会）（2024年12月23日実施）

1-1 取組の特徴と経緯

沖縄県²の取組の特徴は、雇用労働部局と福祉部局の強い連携が見られること、県と市の地域の組織との連携が緊密であり、また、これらは国（ハローワーク）とも連携することで総合的な雇用・就労支援の拠点のワンストップ化がはかられていることである。また、生活相談から就労支援までの総合的な支援体制が敷かれている点もその大きな特色である。後述するように、グッジョブセンターおきなわでは、（公財）沖縄県労働者福祉基金協会（以下、労福協と略す）が、沖縄県と那覇市の生活困窮者自立支援事業とパーソナル・サポート事業を実施し、即日の生活必需品や日用品の提供もまた行ってい

2 沖縄県は、面積は2,281平方キロメートルで、日本の都道府県としては4つ目に小さい県である。県民人口の約9割が沖縄本島に、約8割が本島中南部に集中しており、県庁所在地の那覇市などを含む同地域には県民約144万人のうちの100万人以上が居住する日本でも有数の人口密集地域である。同県は全国で最も失業率が高いだけでなく、若年層の失業率の高さやひとり親世帯（特に母子家庭）、生活保護世帯、障がいやメンタルヘルスに問題を抱える人が多いなど、貧困問題が深刻な地域とされている。この点についての記述は濱里（2017）を参考にした（p.3）。

る。以下、順に触れていこう。

まず、図表 1-1 にあるように、グッジョブセンターおきなわ（沖縄県委託事業、委託先は沖縄県労働者福祉基金協会（労福協））は、那覇オーパも入居する多目的複合施設カフーナ旭橋 A 街区の 6 階に入居する総合的な雇用・就労支援施設である。同センターが入居するカフーナ旭橋 A 街区は、県の中心地として機能することを目的に整備され、カフェなどの商業施設（2 階）、県立図書館（3 階）、バスターミナル（1 階）、オフィスなどから地上 11 階、地下 1 階で構成される施設であり、ゆいレール（モノレール）の旭橋駅と直結していることからそこから徒歩 1 分ほどの距離にある。那覇市の国際通りや那覇国際空港へのアクセスも良く、ほかの施設に立ち寄るついでに生活や就労の相談もできるという意味でもワンストップ化がはかられており、きわめて利便性が高い場所にある。

こうしたグッジョブセンターおきなわの開所の背景としては、そもそも沖縄県では全国に比べ完全失業率が長年高い状況が続いていたこと、就労支援に関わる既存の機関や支援では必ずしも十分な対応ができないことなどから、就職困難者や生活困窮者を対象とし、就労から生活支援の一体的・総合的支援ができるセンターが必要とされていたという³。それにより、まず 2012 年 3 月に沖縄県・沖縄労働局・県経営者協会・連合沖縄からなる「沖縄県雇用対策推進協議会」が設立され、2012 年 11 月には県が行う生活相談及び就職支援事業と国の職業相談・職業紹介の機能を一体的に実施する「沖縄県求職者総合支援センター」(総合就労支援拠点)がプレオープンし、それを継承する形で「グッジョブセンターおきなわ」は 2013 年 4 月に開所した。その後、同センターは 2018 年 10 月に現在のカフー

3 沖縄県雇用政策課・グッジョブセンターおきなわ（2024）「グッジョブセンターおきなわの役割と連携—生活から就職までワンストップでサポート！—」（ヒアリング調査時の現地提供資料）、p.4。

ナ旭橋 A 街区に移転したが、ここにはこうした沖縄県（県内町村）と那覇市の生活困窮者自立支援と就労困難者支援の沖縄県おしごと応援センター One×One（旧 PS 事業）などを担う機関（労福協など）が入居するとともに、国のハローワークも入居することで生活相談から就労支援までの拠点のワンストップ化がはかられている。

なお、グッジョブセンターおきなわを開設するに際しては、本章の第2節で論じる京都ジョブパークの取組もまた参考にされたとのことである。グッジョブセンターおきなわと京都ジョブパークには、多様な支援機関のワンストップ化という点で共通点が多い。

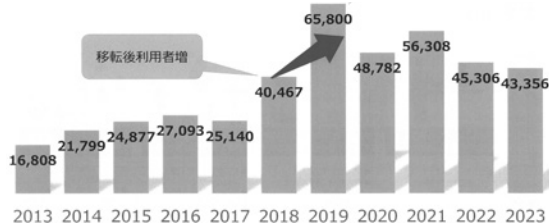
この点については、図表 1-2 にあるように、グッジョブセンターおきなわの延べ利用者数が以前の住所から現在の住所へ移転した後

図表 1-1 グッジョブセンターおきなわ



出典：筆者撮影

図表 1-2 グッジョブセンターおきなわの延べ利用者数
（延べ利用者数：2013 年（事業開始時）～ 2023 年）



出典：沖縄県雇用政策課・グッジョブセンターおきなわ（2024）「グッジョブセンターおきなわの役割と連携—生活から就職までワンストップでサポート—」
※以下、沖縄県・グッジョブセンターおきなわ提供資料と略す。

に 2.5 万人から 4 万人へと 1.5 万人ほど増加したことがわかる。その後、新型コロナウイルス蔓延期を経て利用者数が 4 万人から 6.5 万人へと 2.5 万人ほど増加し、その後は漸減しているが、継続的に 4 万人台の利用者数が近年も見られる。

1-2 国との連携

(生活困窮者自立支援、沖縄振興一括交付金、ハローワークなど)

こうしたグッジョブセンターおきなわで提供されるサービスの主要な財源としては、国レベルで導入された生活困窮者自立支援制度の事業とそれに先立つモデル事業が開始されたことが大きい⁴。具体的には、図表 1-3 にあるように、沖縄県では 2010 年からリーマンショック後の不景気に対応するものと位置づけられた内閣府の「パーソナル・サポート・モデルプロジェクト」(内閣府 PS モデル事業)が開始され、2013 年からは厚生労働省の「生活困窮者自立促進支援モデル事業」(厚労省モデル事業)とともにそれを補完する形で「沖縄県パーソナル・サポート事業」(沖縄県 PS 事業(その 1 つの発展形が現在の沖縄県おしごと応援センター One×One))もまた実施されてきた⁵。その後、2015 年 4 月から実施された生活困窮者自立支援制度は、こうした内閣府や厚労省のモデル事業、先進自治体の取り組み等を総合する形で創設されたが、その後も沖縄県では「沖縄県パーソナル・サポート事業」(沖縄県 PS 事業)

- 4 なお、グッジョブセンターおきなわにかかる県の「沖縄型総合就業拠点形成事業」そのものの予算額は約 6,000 万円で近年は推移している。ただし、この予算が国の生活困窮者自立支援事業や県の一般会計との関係でどのように位置づけられているのかは調査時から間もないことから現時点では把握できていないため、今後の検討課題としたい。
- 5 濱里(2017)によると、厚生労働省の「沖縄県生活困窮者自立促進支援モデル事業」は当初の内閣府 PS モデル事業で可能であった支援に比べて、就労関連の支援機能が不十分なものとなり、現金給付・現物給付も原則不可となったこともあり、こうした部分を担う事業として 2013 年度から県の事業として「沖縄県パーソナル・サポート事業」(沖縄県 PS 事業)が開始されたとのことである(同、p.19)。

もまた今日まで継承され実施されてきている⁶。

図表 1-3 沖縄県における生活困窮者支援に関連する
これまでの取り組み

2010～ 2012 年度	・ 沖縄県パーソナル・サポートモデル事業 （全県対象、内閣府 PS モデル事業）
2013 年度	・ 沖縄県生活困窮者自立促進支援モデル事業 （全県対象、厚労省モデル事業） ・ 沖縄県パーソナル・サポート事業（全県対象、沖縄県独自事業）
2014 年度	・ 沖縄県生活困窮者自立促進支援モデル事業 （うるま市を除く全県を対象、厚労省モデル事業） ・ 沖縄県パーソナル・サポート事業 （全県対象、沖縄県独自事業） ・ うるま市生活困窮者自立促進支援モデル事業 （うるま市在住者を対象、厚労省モデル事業）
2015 年度～	・ 生活困窮者自立支援制度（厚労省事業） [名護市、うるま市、沖縄市、宜野湾市、浦添市、那覇市、豊見城市、糸満市、南城市、宮古島市、石垣市の 11 市と沖縄県（離島を含む郡部 30 町村を所管）の 12 実施主体で実施] ・ 沖縄県パーソナル・サポート事業（全県対象、沖縄県独自事業）

出典：濱里（2019）（pp.19-20）を基に加筆修正

さらに、図表 1-4 にあるように「グッジョブセンターおきなわ」では、左下の②の生活困窮者支援として、県（県内町村）の生活困窮者自立支援事業と PS 事業を実施する「沖縄県パーソナルサポートセンター」とともに、（基礎自治体である）那覇市の生活困窮者自立支援事業と PS 事業を実施する「那覇市パーソナルサポートセンター」もまた入居して運営されている。この②と同じ部署で、①の沖縄県独自事業（就職困難者等就労支援事業）として「沖縄県おしごと応援センター One×One（ワンバイワン）」事業もまた実施

6 濱里（2017）によると、沖縄県の地域的な実情に照らすと必ずしも生活困窮者支援制度では十分と言えない就職・就労支援について、就職困難者の支援を行う全県対象の沖縄県 PS 事業が県独自事業として実施され、生活困窮者自立支援事業と密接な連携を図ることで、双方の事業がより効果的・効率的に展開され相乗効果を上げているとのことである（同、p.19）。

されている。この One×One 事業（ワンバイワン事業と読む）については「地域との連携」の節で詳細に取り上げることとするが、これは国の生活困窮者自立支援事業に対する県の上乗せ・横だしに該当するサービス（国の交付金を活用して県の委託事業として労福協が実施するサービス）である。

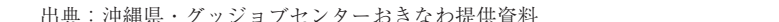
さらに図表 1-4 を見ていくと、グッジョブセンターおきなわの入居機関のうち労福協（公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会）が事業を受託しているのはグッジョブセンターおきなわ管理事務局と、①②⑥とのことであり、これらの事業は沖縄県と那覇市から委託をうけて労福協が実施をしている。③は労福協の自主事業として新しい支援を生み出す部署となっている。⑧はハローワークである。その他は、主に若者や第 2 新卒者を対象にした沖縄県のキャリアセンターやジョブカフェ、県の労働相談コーナー、事業主支援コーナー、働く女性への支援コーナー、子どもの一時預かり保育のコーナーもある。

ヒアリング調査によると、こうした複数の機関が 1 ヶ所に隣接することで普段から交流が生まれており、県と那覇市の生活困窮者支援（②）、ハローワーク（⑧）、One×One（ワンバイワン）（①）、そして那覇市以外の県内自治体の生活保護や生活困窮者自立支援の部署とで相互の相談者のつながりが次第にできるようになってきたとのことである。また、県内のハローワークからも相談者の紹介があるとのことであった。

例えば、図表 1-5 は「グッジョブセンターへの来所のきっかけ」を示したグラフであるが、学校の紹介やホームページも多いものの、ハローワークからの紹介が最も多いという結果となっている。これはグッジョブセンターおきなわが県の総合的な就労拠点であり、県内である程度まで認知されていることや、国の生活困窮者自立支援と県の PS 事業（就労困難者支援）を組み合わせる総合的に相談者

[illegible]

来所のきかけ



を支援していることと無縁ではないだろう。次節では、そうした県と労福協による取組の一部を紹介する。

最後に、国との連携という観点から示唆的な点について触れておく。具体的には、2012 年度から 2013 年度にかけて内閣府のモデル事業から厚生労働省のモデル事業へと切り替わるタイミングで、県の所管課が商工労働部門から福祉部門に切り替わり、それまでの就労支援の主な職員を雇用できないことが問題となった際に、それまでの就労支援員も必要ということで県の雇用政策課が国からの一括交付金（沖縄振興一括交付金）を活用することでそれまでの事業—これにより現在のおしごと応援センター One×One ができたという—を継続してその人員を確保してくれたことは大きかったのではないかと意見も聞かれた⁷。

1-3 地域との連携（沖縄県・那覇市の労福協との連携）

本節では、地域との連携という観点から県と市と労福協との連携について触れる。すでに触れたように、グッジョブセンターおきなわでは、沖縄県と那覇市における生活困窮者自立支援事業と県独自の PS 事業とが生活困難者支援として実施されている。そうした事業を県と那覇市からの委託を受けてグッジョブセンターおきなわで実施しているのが労福協（公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会）である。

労福協では、県と那覇市からこうした事業を委託されるとともに、必要に応じて食料などの生活必需品の無償提供をする独自事業（労

7 ヒアリング調査での聞き取りによる。なお、沖縄振興一括交付金とは、沖縄の実情に即してより的確かつ効果的に施策を展開するため、沖縄振興に資する事業を県が自主的な選択に基づいて実施できる一括交付金（2012（平成 24）年度創設、沖縄振興特別措置法に明記）のことをさす。同交付金は「沖縄振興特別推進交付金」と「沖縄振興公共投資交付金」に区分されるが、同事業は前者の交付金による事業である。

福協バンク事業）も行っている。図表 1-6 にあるように、ヒアリング調査では、グッジョブセンターおきなわの一部の空き部屋を活用して生活必需品である食料（水、レトルト食品、乾麺など）や日用品（トイレットペーパー、紙おむつ、下着、タオル、生理用品など）が備蓄され、貸与されるスーツなどの衣服や、面接前に必要となるシャワー室が用意されている様子もうかがうことができた。

なお、労福協では年末に就労困難者や生活困窮者を対象に年を越せるように食料などを無料で配布する「お福分け会」を沖縄県内で開くこともある⁸。例えば、2024 年度末は事前予約制で沖縄市と那覇市の会場に計 350 世帯からの申し込みがあったという。企業や団体の協力を得て準備をし、配布する食料は世帯の人数に応じて量を調整し、衣類やおもちゃなどリサイクル品も無償で提供したとのことである。

最後に、本章では沖縄県の一括交付金を活用した県独自の就労困

図表 1-6 グッジョブセンターおきなわに寄せられる食糧、日用品の備蓄（グッジョブセンターおきなわ内）



出典：筆者撮影

8 琉球新報 HP（2024）「「物価高ひしひし感じる」困窮世帯へ“お福分け会”食料、無料で配布 県労福協が那覇と沖縄市で」（<https://ryukyushimpo.jp/news/national/entry-3818802.html>、2025 年 3 月 21 日最終閲覧）を参照。年末の現物支給に関する以下の記述もこれによるものである。

難者への支援事業として、労福協に委託されている「就職困難者等就労支援事業に基づく『沖縄県おしごと応援センター One×One（ワンバイワンと読む）』」を取り上げることとしたい。というのも、同事業は、沖縄県および那覇市のPS事業（生活困窮者自立支援）とハローワークとの間に位置づけられているという点がその特徴となっているためである。ここでいう One×One による「企業実習」はある種の支援付き職場体験とも言うべきものである。というのも、後述するように、実習生には実習手当、受入企業には協力金という形で支援者（相談者）と企業の双方に県から一定の支払いがなされるためである。

まず、図表 1-7 にあるように、One×One（ワンバイワン）の事業内容は個別・継続的な寄り添い型の就労支援をその事業内容としている。この図にあるように、個別就職相談、就職力アップセミナー、

図表 1-7 沖縄県おしごとセンター
One×One（ワンバイワン）の事業内容



出典：沖縄県労福協提供資料

企業実習、就労定着支援というステップを踏むことが体系的に示されている。One×One HP によると、企業実習は働くための準備はおおむね整っているが、初めての職種への挑戦や長期離職で不安な方などに実習を通して自分の適性を確認し、就職へのステップを踏んでいく形で実施するものであるという⁹。

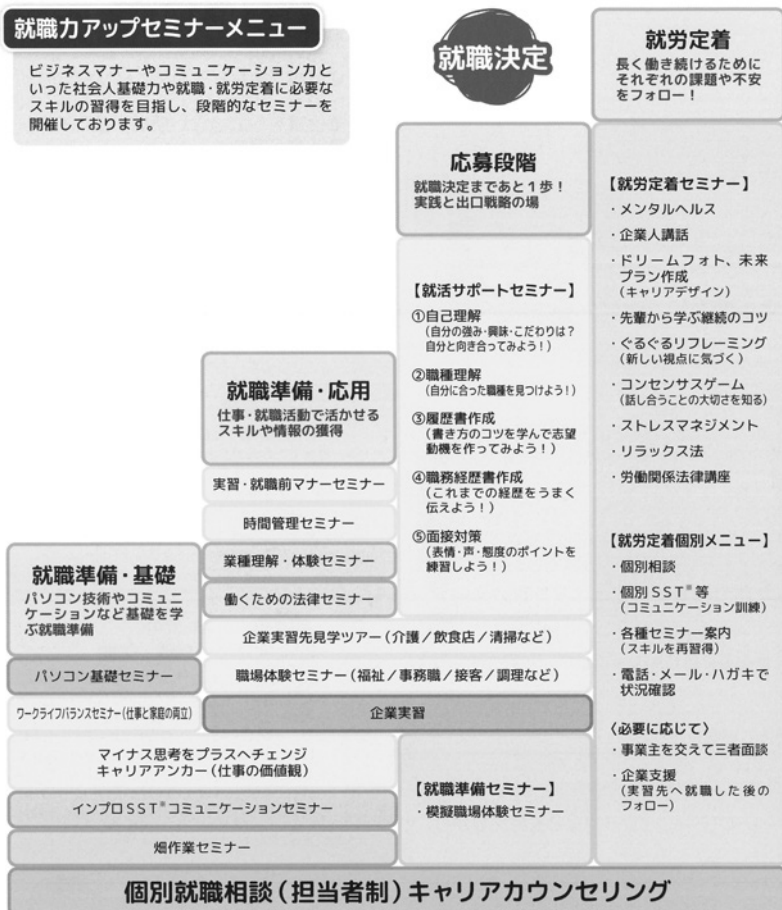
さらに、図表 1-8 にあるように、One×One では就労準備・基礎、就労準備・応用（企業実習）、応募段階（企業実習）、就労定着といった形で丁寧に段階を踏んでステップアップをしていくこともまた、ここでの就労支援として重視されていることがわかる。企業実習は図表 1-8 の真ん中の 2 つの段階であり、就労準備・基礎と就労準備・応用の段階では、様々なセミナーが用意されていることがうかがえる。

さらに、図表 1-9 にあるように、企業実習そのものも、実習相談（状況確認）、事前研修、目標設定、職場見学、企業実習開始、実習の目標達成といった形で丁寧に段階を踏んでステップアップをしていくものとして捉えられている。さらに、図表 1-8 の下部にあるように、こうしたプロセスを徐々に踏むなかで、一貫して担当者制のキャリアカウンセリングが随伴する体制となっている。担当者が一貫して同じであることは支援対象者に安心感を与えることから就労支援にとって非常に重要なポイントである。

図表 1-10 は、グッジョブセンターの HP とセンター内で配布して情報発信している企業実習の募集チラシであるが、実習生には実習手当（現金支給）、受入企業には協力金という形で支援者（相談者）と企業の双方に県から一定の支払いがなされる。実習生本人に支給する実習手当として、1 日当たりの時間に応じて一応 3 パターンの実習手当の支給方法があるという。具体的には、1 日当たり 3 時間以上 4 時間未満の方には 2,000 円、4 時間以上 6 時間未満だと 3,000

9 One×One HP「企業実習」（<https://one-onecenter.com/about/practice/>、2025 年 3 月 24 日最終閲覧）を参照。

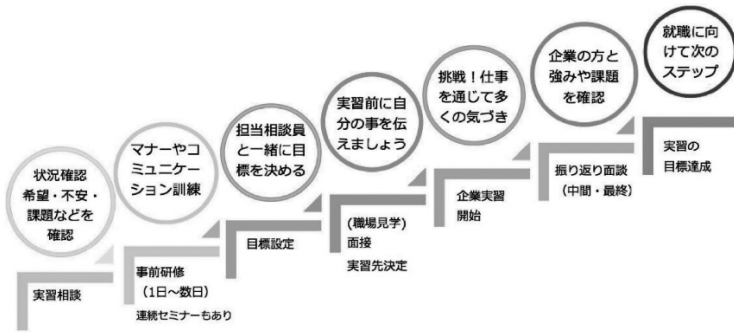
図表 1-8 沖縄県おしごとセンター
One×One (ワンバイワン)



※ SSTとは・・・対人行動を上手に行うためのトレーニング

出典：沖縄県労協提供資料

図表 1-9 企業実習の流れ



出典：One×One HP「企業実習の流れ」

(<https://one-onecenter.com/about/practice/>、2025年3月21日最終閲覧)

図表 1-10 One×One による企業実習の募集チラシ
(受入企業には時間数に関係なく 1,000 円)

出典：沖縄県労協提供資料（裏面は一部を抜粋したもの）

円、6 時間以上 8 時間以下だと 4,000 円という形で相談者へ支給がなされている。他方、協力企業には、実習生の時間に関係なく一律で 1 人当たり 1 日 1,000 円を支給しているとのことであった（これらは税抜額）。

沖縄県ではこの企業実習を 2011 年頃から続けているという。地域の事業者実際に職場で仕事の体験をさせてもらい、本人がその仕事に向いているかどうかの自己理解を深めてもらい、また体力の確認もしていただいたりしているという。企業実習という形で契約いただいている事業所数が、県内で 2024 年度は約 700 社あり、累計でも 750 社ほどあるとのことであった。人が欲しいという事業所も多く、そうした事業所には企業実習をしてもらい、実習者本人も自己理解や仕事理解を深め、この仕事をやってみたいとなったとして、事業所もこの方の実習ぶりがすごくいい、一生懸命やってくれる、ぜひうちで働いてみないかという形であれば、週 20 時間未満であれば実習生の紹介をするといった流れで本事業は現在進めているとのことであった。企業実習の費用としては、2024 年度は総額で約 400 万円の予算を見込んでいるとのことであった。

企業実習によって実習生は実習先の職場への自分の適性を確かめ、その職場での仕事内容である働き方や人間関係や雰囲気を知ることができ、また受入企業も実習生のその職場での仕事への適性や人間関係への適応状況などを確かめることができるはずである。これをきっかけとして実習生が働くことそのものに以前よりも自信と期待感を持てるとしたら、その後のキャリア形成に大きなはずみがつくのではないだろうか。

こうした国による全国一律の制度ではカバーできないような支援をこうした地域の組織がまず提供し、それに国や自治体が予算をつけていくことは今後も就労支援の総合性を確保する観点から極めて有効と考えられる。

2 京都ジョブパーク（京都府雇用推進課、（一社）京都自立就労サポートセンター）（2023年11月29日実施）

2-1 取組の特徴と経緯

京都府¹⁰の取組の特徴は、雇用労働部局と福祉部局の強い連携が見られること、県と地域の組織（京都自立就労サポートセンター）との連携が緊密であり、また、国（ハローワーク：以下、HWと略す）とも連携することで総合的な雇用・就労支援の拠点のワンストップ化がはかられていることである。また、生活相談から就労支援までの総合的な支援体制が地域の組織（京都自立就労サポートセンター）との連携を通じて敷かれている点もその大きな特色である。以下、順に触れていこう（なお、本節の内容はヒアリング調査の実施当時（2023年11月時点）のものであることを予めお断りさせていただく）。

2-2 国との連携（ジョブカフェ、ハローワークなど）

京都府については、まず事例の特徴としては、府が中心となって「京都ジョブパーク」を運営している点が大きな特徴となっている¹¹。京都ジョブパークは大学生の利用者数も多いが、これはもともと国の補助事業として都道府県ごとに若者向けに開設された「ジョブカフェ（若年者就業支援センター）」が開設されたことにその源流をたどることができる。しかしながら、当該事業は2004年から2006年までの時限的な補助事業であり、その後の財源措置は

10 京都府は、総人口が約251万人（推計人口、2025年2月1日）、面積が約4,612km²であり、人口の約6割が京都市に集中している。また、京都府の地形は南北に細長く、内陸側の京都盆地を中心とする南部（京都・山城・南丹地域）と日本海側に面している北部（中丹地域・丹後地域）とで人口の偏在と経済活動の格差が顕在化しているとされる。

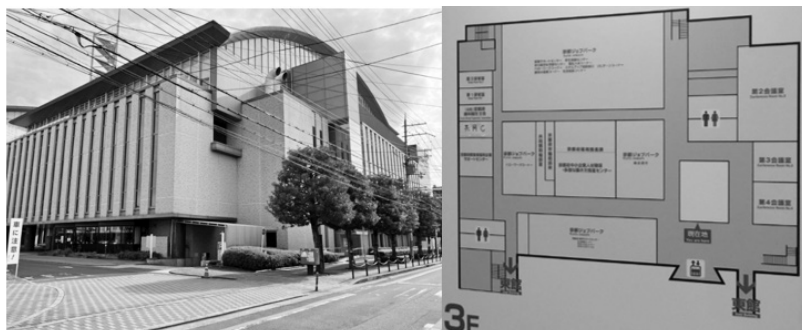
11 京都ジョブパークについては、財団法人東京市政調査会（2010）が詳細なアンケート調査をもとにした紹介を行っている。本章の記述の一部もこれを参考にしている。

都道府県に委ねられることとなっていたことから、今日まで都道府県ごとにその対応には差異が見られるようになっている。すなわち、若者限定のジョブカフェを運営し続ける自治体と、京都のようにあらゆる年齢層が利用できるようにジョブパークとしてその機能強化をはかる自治体もある。このため、京都ジョブパークはジョブカフェを前身として若者の就労支援が当初は重視されていたことから、基礎自治体とは歴史的経緯が大きく異なっていることがまずはわかる。

京都ジョブパークは2007年に設立された後、自治体やHWに散在していた就労関係の様々な窓口をジョブパークに集約化するとともに、HWの機能の追加・拡充も行われてきており、就労関係の多くの窓口のワンストップ化がここで実現していると言えよう。さらには、(一人一人の相談者の)担当制によるキャリアカウンセリング、ネット上でマッチングから紹介状の発行までインターネット上でできるマッチングサービスの「ジョブこねっと」の開設と運営、首都圏や関西圏の大学での京都企業の説明会の実施とそこでの面談を通じたアウトリーチ、毎週のように開催される数社から数十社までの規模のマッチングイベント、JPカレッジという無料講座の提供(とその後の個別相談会)など、京都府の予算がこうした事業につけられてきたことで都道府県単位での広域的な就労支援政策を実現してきた点もその大きな特徴となっている。

例えば、自治体やHWに散在していた就労関係の様々な窓口が京都ジョブパークに集約化・ワンストップ化されてきたが、この点については図表2-1、図表2-2をご覧いただきたい。図表2-1で京都ジョブパークの入口のフロアマップを見ると、就労関係の様々な窓口がここに集められていることが一目でわかる。また、図表2-2にあるとおり、ジョブパークの総合受付、労働相談所、中小企業人材確保センターなどが同フロアにあることがわかる。

図表 2-1 京都ジョブパークの入居する京都テルサ（左）、
ジョブパークの入口のフロアマップ（右）



出典：筆者撮影

図表 2-2 京都ジョブパークの総合受付、労働相談所、
中小企業人材確保センター



出典：筆者撮影

国との連携に関しては、京都ジョブパークでは HW の機能の追加・拡充がこれまで行われてきており、国のハローワークとの一体化が進んでいることが指摘できる。例えば、図表 2-3 にあるように、京都ジョブパークの総合相談窓口とともに、同じフロアのその奥のすぐのところにハローワークコーナーもまた併設されていることがわかる。このように国のハローワークの窓口もここにあるため、本来は別の場所にある国のハローワークに行かずとも、住民は就労関

係の相談から支援までのサービスをここで受けられるのである。ハローワークコーナーに関しては、職業紹介だけでなく、HWの機能の追加・拡充によって職業訓練や各種支給金の申請もここでできることとなっている。

京都府は独自の無料職業紹介事業を実施するとともに、ハローワークと連携して相談者の相互の紹介や各種講座やイベントや面接会などの運営などでも協力をしているようである。さらに、図表2-4にあるとおり、京都わかものハローワークと連携して「ペア支援」というものも実施している。これは、京都ジョブパークのキャリアカウンセラーとHWの就職支援ナビゲーターが共同で1人の求職者の伴走支援をするという日本初の試みであるという。

こうした京都ジョブパークの創設(2007年4月2日)に関しては、図表2-5にあるとおり、当時の山田啓二・京都府知事のリーダーシップに負うところが大きかった。また、京都労働局、京都市、連合京都などとの公・労・使による共同運営する就労支援機関として京都ジョブパークが位置づけられたことも注目される。

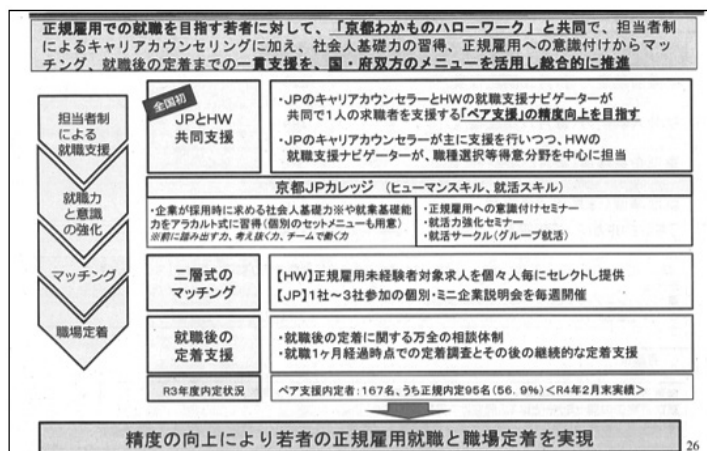
さらに、図表2-5からは、京都ジョブパークの全体会議には京都

図表 2-3 京都ジョブパークの総合相談窓口の内部（左）、
同じフロアに設置された HW（右）



出典：筆者撮影

図表 2-4 就業サポートセンターによる「ペア支援」
（京都ジョブパークと京都わかものハローワークによる共同支援）

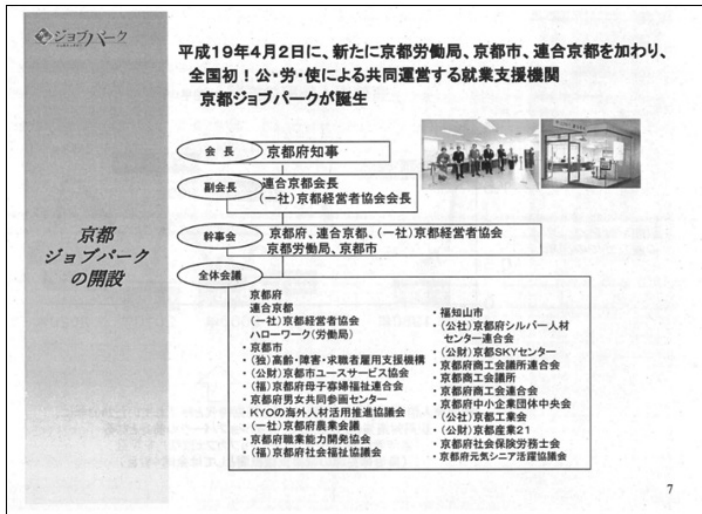


出典：府提供資料

府内の地域関連団体が数多く参画していることもうかがえる。図表 2-6 からは、①の公・労・使による共同運営方式の採用とともに、③では（一人一人の相談者の）担当制によるキャリアカウンセリングが理念として掲げられたこと、④では学生や求職者のセミナーや研修先の受け入れなどに協力する京都企業による「企業応援団」の結成などの取組も注目される。

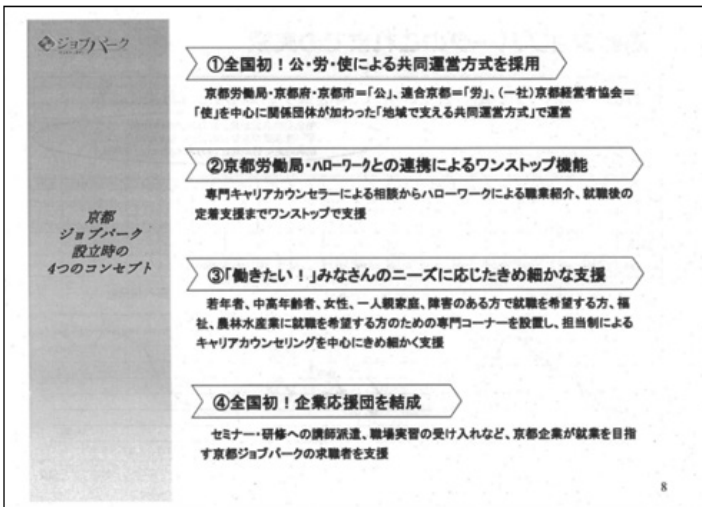
これまで述べてきたことを整理するために図表 2-7 で「京都ジョブパークのこれまでの進化」をみると、京都ジョブパークは若者向けに開設されたジョブカフェ（若年者就業支援センター）からはじまり、就労関係の様々な窓口のジョブパークへの集約化、HW の機能の追加・拡充（とくに第 3 期）などがうかがえる。また、図表 2-8 で京都ジョブパークのこれまでの実績をみると、新規登録者数、内定者数、延べ相談者数ともに、コロナ期を除いて順調に推移してきたことがうかがえる。

図表 2-5 京都ジョブパークの開設



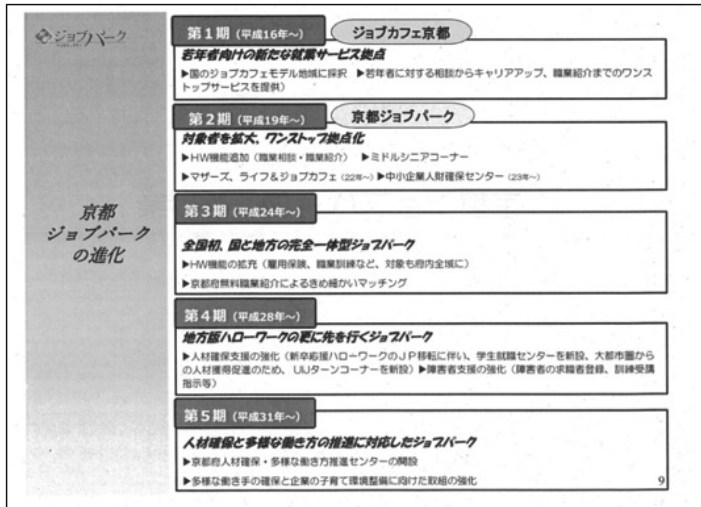
出典：府提供資料

図表 2-6 京都ジョブパークの開設時のコンセプト



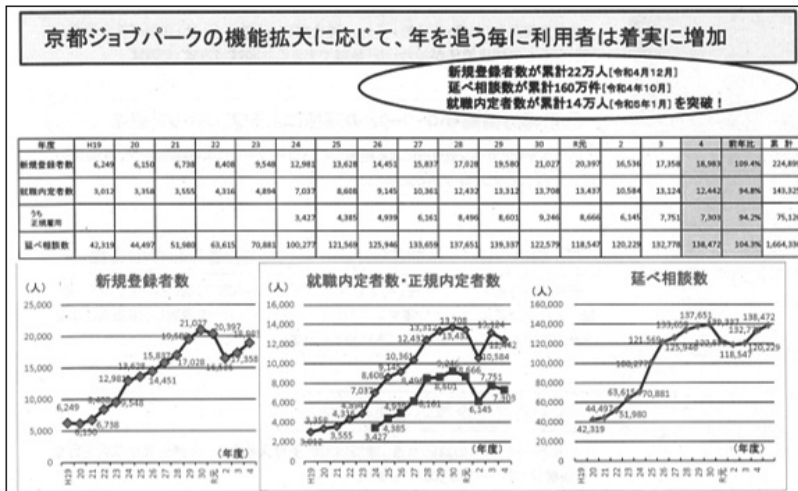
出典：府提供資料

図表 2-7 京都ジョブパークの進化（事業の経緯）



出典：府提供資料

図表 2-8 京都ジョブパークのこれまでの実績



出典：府提供資料

2-3 地域との連携（京都自立就労サポートセンター）

地域との連携という観点から京都府の取組を整理すると、京都ジョブパークが公労使の共同運営方式で運営されていること、その全体会議には多数の地域関係団体が参画していること、また、府内の京都企業への呼びかけによる「企業応援団」を通じた相談者や求職者へのインターンなどの場の提供にも一定の成果を挙げていることなどが挙げられる。

加えて、ここへ来る相談者への就労支援のみならず包括的な生活相談も実施しているという点では、この京都ジョブパークの中でも「京都自立就労サポートセンター」の取組が非常に重要である。京都自立就労サポートセンターは無料職業紹介事業も実施しており、一方において協力企業の開拓を通じた仕事内容や勤務時間の調整、他方において相談者への生活相談から就労支援までに至るまでの多様かつ総合的な個別支援を実施している点が注目されるのである。また、その独自の取り組みとして、少年鑑別所の入所者や定時制高校の学生への個別支援（就労支援）という形でアウトリーチを実施している点も挙げられる。加えて、京都ジョブパークの就労準備コーナーとして相談者の相互の紹介や合宿型就労体験なども実施していることなどがその大きな特徴と言える。以下、その概要について触れる。

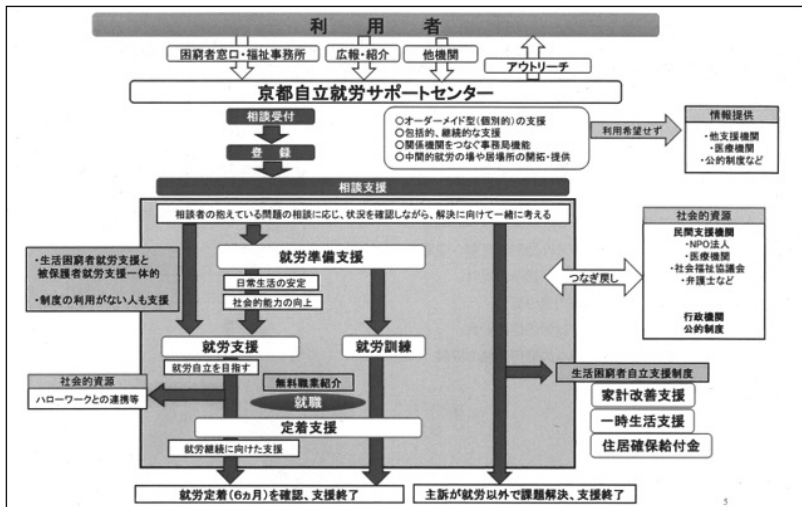
まず、図表 2-9 にあるとおり、京都ジョブパークの総合受付などと同じフロアに「京都自立就労サポートセンター」もまた窓口を設置して入居している。また、図表 2-10 にあるとおり、京都自立就労サポートセンターは、生活困窮者自立支援や生活保護の所管課からの紹介、ホームページやチラシなどによる広報、京都ジョブパークの総合受付からの誘導、他機関からの紹介などを通じて利用者の相談を受け付け、その後に相談支援を行うという形をとっている。その後、就労準備支援、就労支援、就労訓練、（就業後の）定着支

図表 2-9 京都自立就労サポートセンター



出典：筆者撮影

図表 2-10 京都自立就労サポートセンター 相談・支援フロー図



出典：京都自立就労サポートセンター提供資料

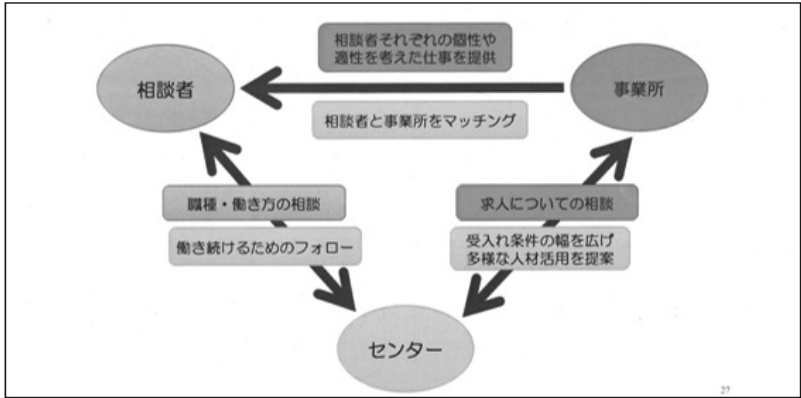
援などにつなげていくが、そうしたなかで生活困窮者自立支援、生活保護などによる就労支援関係事業とともに、無料職業紹介事業を

活用しているようである。

そして、やはりここで十分に注意を払いたいのは、京都自立就労サポートセンターによるこれらの多様な個別相談・個別支援のサービスが相談者に性急に就労を促すものではないという点であろう。具体的には、図表 2-10 の相談・支援フロー図にもあるように、まずは「相談者の抱える問題の相談に応じ、状況を確認しながら、解決に向けて一緒に考える」ことこそが最初のステップとしてきわめて重要なのである。その後、相談者の多様な状況に応じて多様な相談と支援が十分にステップを踏む形で実践され、それらの先にはじめて無料職業紹介、そして就業が来るのである。

その際、図表 2-11 にあるように、京都自立就労サポートセンターは無料職業紹介事業を活用し、雇成型の中間的就労（ステップアップ就労）事業を実施しているが、相談者の希望条件や適性に応じて事業所を選定するとともに、職場見学や就労体験などを経て、職場定着に向けた支援を相談者と事業者の双方に行うとのことである。

図表 2-11 無料職業紹介を活用したステップアップ就労
(雇成型中間的就労)



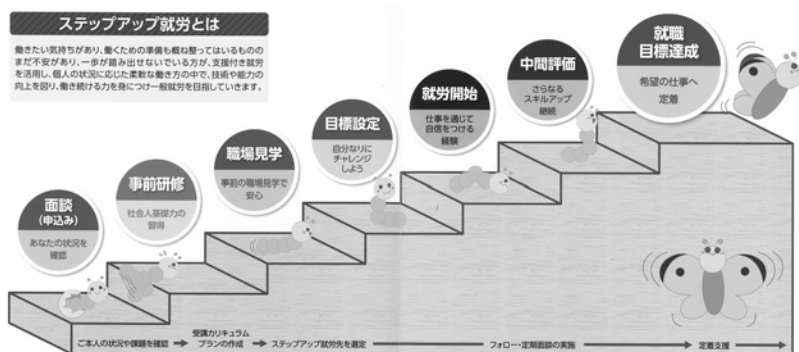
出典：京都自立就労サポートセンター提供資料

また、それは図表 2-12 にあるように、面談、事前研修、職場見学、目標設定、就労開始、中間評価、就職目標達成といった形で丁寧に段階を踏んでステップアップをしていくものとして捉えられて実践されていることがわかる。

そして、図表 2-13 にあるように、京都自立就労サポートセンターはそうしたセンターの事業の趣旨に賛同し協力する地域の企業を「きょうと生活・就労おうえん団」として募っており、協力企業への求人開拓を進めているが、2023 年 9 月末時点で地域の 632 事業者がその登録団体となっているとのことである。

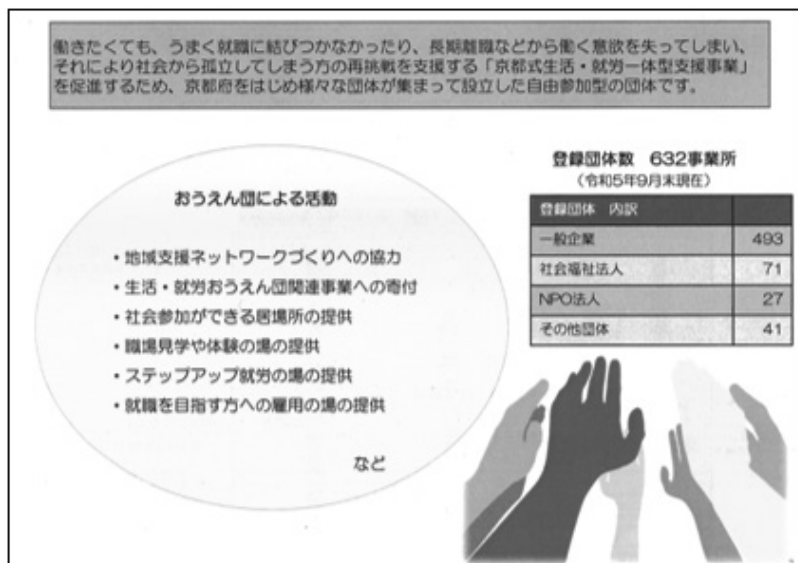
国による全国一律の制度ではカバーできないような支援をこうした地域の組織が提供することは今後も就労支援の総合性を確保する観点から極めて有効と考えられる。

図表 2-12 ステップアップ就労(雇用型中間的就労)における流れ



出典：京都自立就労サポートセンター提供資料

図表 2-13 きょうと生活・就労おうえん団



出典：京都自立就労サポートセンター提供資料

3 信州パーソナル・サポート事業（長野県地域福祉課、長野県社会福祉協議会）（2024年12月16日実施）

3-1 取組の特徴

これまで論じてきた沖縄県や京都府とは対照的に、長野県では県内の町村部は県が県社協に委託し、市部は市の直営または市社協が受託する形で、福祉部局である生活就労支援センター（まいさぼ）による生活相談から就労支援までの総合的な支援体制が敷かれている点が大きな特色となっている。「まいさぼ」という名称の由来は、図表 3-1 にあるように、相談者自身が自らの課題を整理し、マイサポートプランを作って再出発できるよう寄り添い支援を行うことを意味したものであるという。

3-2 国との連携

（生活困窮者自立支援（信州パーソナル・サポート事業）など）

長野県¹²では、全国的にも早い時期である2011年度から内閣府の「パーソナル・サポート・モデル事業」を実施し、県と市が連携しながら様々な問題を抱えて困窮している方に対してワンストップ型の相談支援に取り組んできた。2015年の生活困窮者自立支援法の施行前、信州パーソナル・サポート・モデル事業（旧パーソナル・サポート事業）は労働関係部署（県労働雇用課）の所管で、長野県労働者福祉協議会（県労福協）に委託されて実施されていたが、2014年度からは県地域福祉課の所管の事業となり県社協に委託をすることでより大きな規模で実施する体制となった¹³。

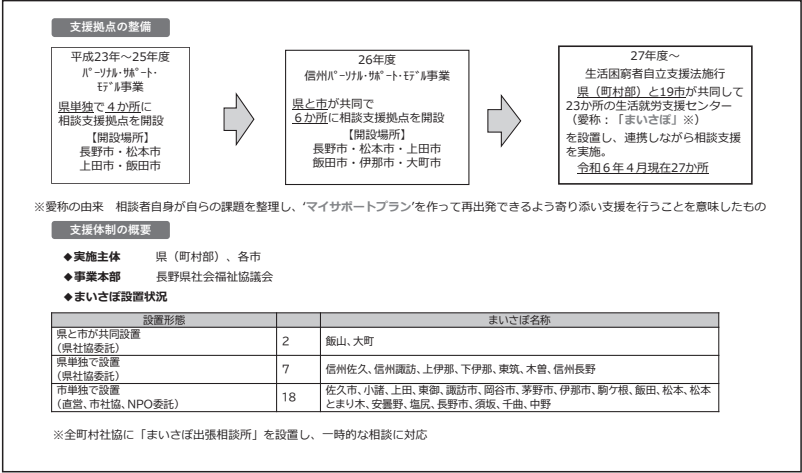
具体的には、図表3-1にあるように、それ以前は県単独で4か所あった相談支援拠点だったが、2014年度からの「パーソナル・サポート・モデル事業」では県と市が共同で6か所に相談支援拠点を開設し、さらに2015年度からは生活困窮者自立支援法施行とともに、県（町村部）と19市が共同して23か所の「生活就労支援センター」（まいさば）を設置し、県と市町村と社会福祉協議会（県と市町村の社協）が連携しながら相談支援を実施してきており、図表3-2にあるように、2024年4月現在で27か所にまでその拠点を増やしてきている。

信州パーソナル・サポート事業の予算額（当初予算）を見ても、2014年に約1.7億円だったものがその後のコロナ禍の発生を経て

12 長野県は、総人口が約198万人（推計人口、2025年2月1日）、面積が約13,561km²であるが、県内は大きく分けて、北信地方・東信地方・中信地方・南信地方の4つの地方に分かれているという。県域が広大であるため、北信地方の中心の長野市、中信地方の中心の松本市、東信地方の中心の上田市など、各地域に拠点都市が点在しており、多極分散型の都市構造であるという。また、長野県内の市町村数（2025年3月現在）は77市町村（市が19、町が23、村が35）で構成されている。

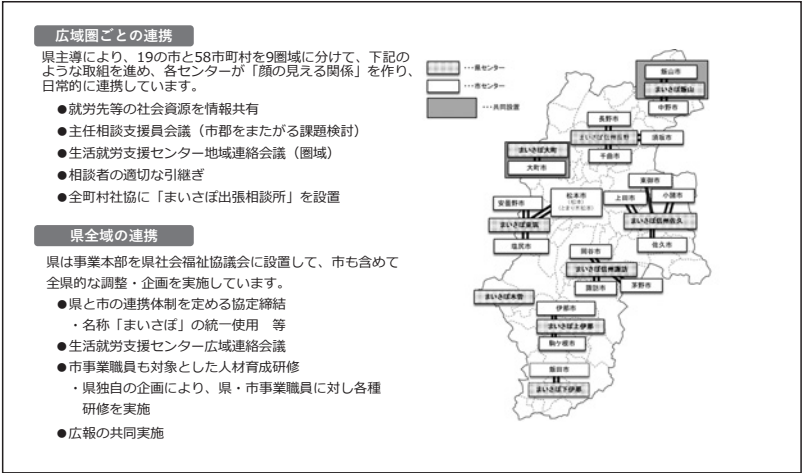
13 ヒアリング調査での聞き取りによる。この段落の記述は主にこれに依拠している。

図表 3-1 信州パーソナル・サポート事業（まいさぼ）の概要



出典：長野県および県社協の提供資料

図表 3-2 信州パーソナル・サポート事業（まいさぼ）の連携体制



出典：長野県および県社協の提供資料

2023年度は約2.5億円となっている¹⁴。

3-3 地域との連携（長野県と県社協、市町村社協との連携）

本節では、地域との連携という観点から県と県社協との取組について触れる。長野県では、生活困窮者自立支援事業を信州パーソナル・サポート事業（以下、信州PS事業と略す）として実施している。その委託を受ける県社協では、県と県内市町村から生活困窮者自立支援事業を委託されるとともに、支援の現場の必要に応じて食料や日用品などの生活必需品の無償提供を行うとともに、相談者の賃貸住宅契約時の入居保証や就職時の身元保証、乳幼児支援品提供事業や買物同行事業、地域住民との協働活動事業、医療受診支援事業などといった独自の任意事業もまた行っている。図表3-3にあるように、これらの事業の一部（図表3-4参照）は県社協による「あんしん未来創造センター」のプロジェクトとして位置づけられている。

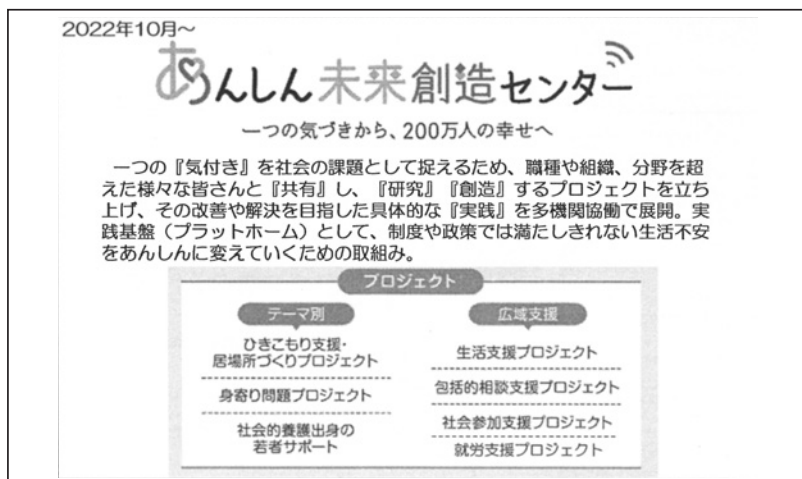
まず、食料支援のしくみがある。図表3-5、図表3-6にあるように、食料支援はまずはフードバンクの事業から着手され、コロナ禍では県からの委託事業として、生鮮食品もまた配送できるようになった。図表3-5にあるように、この事業では地元のスーパーとも連携をしているが、卵やハム、カット野菜などの生鮮食品も配送することになったことで生活に困っている方に大変喜ばれている¹⁵。

また、図表3-7、図表3-8にあるように、日用品支援についても、長野県の委託事業として実施されるようになっており、物価高で生活用品を買えない方のために洗剤やトイレトペーパーなどの「緊

14 ヒアリング調査での聞き取りによる。予算額については、県の事業改善シート（各年度版）を参照した。なお、27の拠点のうち、19の市部は市直営もしくは社会福祉協議会に委託されており、ほかの58の町村については9個のセンターに分けて長野県社協が県から事業を受託して実施している。予算については県から県社協への委託費が大半で相談員などの人件費が占める割合が大きいという。

15 ヒアリング調査での聞き取りによる。

図表 3-3 あんしん未来創造センター（長野県社協）のプロジェクト一覧



出典：長野県および県社協の提供資料

図表 3-4 生活支援プロジェクト（長野県社協）

2018年度～生活改善支援事業（当初）

社会福祉協議会による地域公益事業（長野県あんしん創造ネット）

2022年10月～生活支援プロジェクト

あんしん未来創造センター

一つの気づきから、200万人の幸せへ

乳幼児支援品提供

経済的に不安のある乳幼児を育てている世帯を対象に、ミルクや離乳食を提供。

買い物同行支援

困窮状態の方や家計管理に不安のある方に対し、買い物に同行し、購入費の一部を補助しながらお金の使い方をアドバイスします。必要によって家計改善支援事業につなぎます。（上限1万円）

医療受診支援

障害者手帳の取得によるサービス利用や年金受給が望まれるものの、費用の捻出が困難で医療受診ができない方や、受診を拒む方を医療につなげるために必要な費用を補助します。（上限1万円）

地域住民との協働活動支援

社協の職員や関係する支援者などが地域住民（民生委員や近隣住民、ボランティア等）と協力して地域から孤立した住民への支援に協働で取り組む場合に必要経費を補助します。（上限1万円）

利用実績（令和6年3月までの累計）

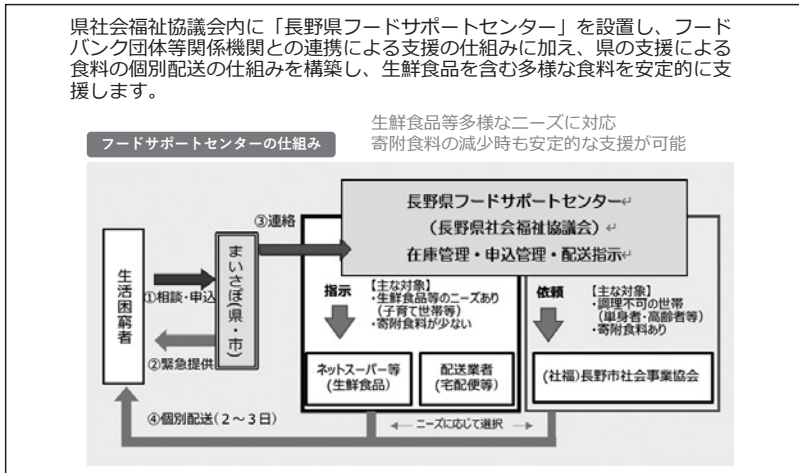
- 乳幼児支援品提供事業
支援・配達 85件
物品提供 47件/363,985円
- 買い物同行支援事業
36件/315,995円
- 医療受診支援事業
224件/1,493,621円
- 地域住民との協働活動支援事業
65件/530,858円





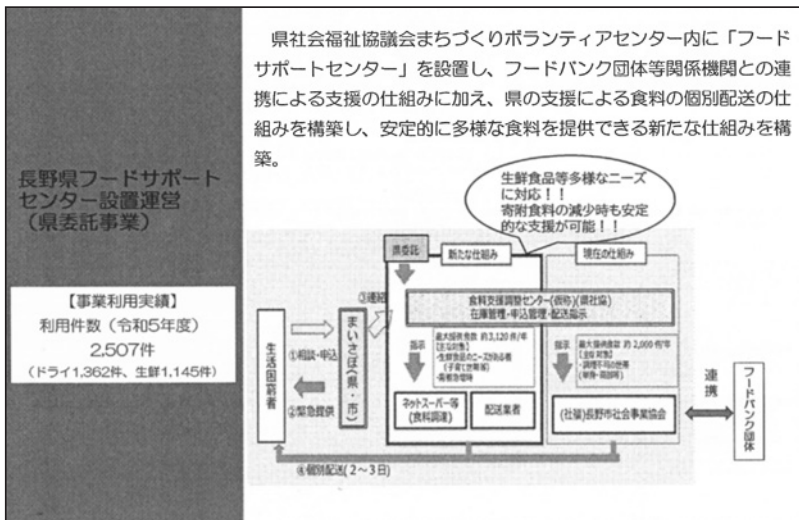

出典：長野県および県社協の提供資料

図表 3-5 長野県フードサポートセンター事業(県からの委託事業)



出典：長野県および県社協の提供資料

図表 3-6 食料支援（長野県委託事業）



出典：長野県および県社協の提供資料

図表 3-7 日用品支援（長野県委託事業）

生活困窮者支援生活必需品等緊急確保事業 （県委託事業） 【事業利用実績】 利用件数（令和5年度） 1,159件	コロナ禍や物価高でお困りの方に、日用生活品提供による緊急支援とあわせて、相談機関のさらなる周知を図り、早期の相談支援につなげることや、家計改善など自立に向けた支援を行うきっかけとすることを目的にしている。 【内容】 緊急支援パックと、必要に応じてオプションパック（介護用品、男性用品、女性用品）を選択できます。申込みは1世帯1回まで。 【受付依頼先】 まいさぼ、まいさぼ出張相談所、市町村社協 【受付方法】 申請先→県社協 まちづくりボランティアセンター FAX：026-227-0137 
---	--

出典：長野県および県社協の提供資料

図表 3-8 生活必需品等の緊急支援事業（県からの委託事業）

物価高騰等でお困りの方に、まいさぼにおいて、食料支援のほか、タオル、トイレットペーパー、LED電球等の生活必需品を緊急支援しています。支援と併せて、相談機関のさらなる周知を図り、早期の相談支援につなげることや、家計改善など自立に向けた支援を行うきっかけとすることを目的としています。 支援内容 窓口での緊急提供のほか、以下のパックを個別配送 ・緊急支援パック（トイレットペーパー、洗面用品、洗剤 等） ・男性用日用品（髭剃り、汗拭きシート 等） ・女性用日用品（生理用品、汗拭きシート 等） ・介護用品（大人用紙おむつ 等） 

出典：長野県および県社協の提供資料

急支援パック」と、「オプションパック」として、介護用品であるおむつ、男性用品（ひげそりなど）、女性用品（生理用品など）を必要に応じて選択して送っている。

図表 3-9 にあるように、県社協では「包括的相談支援プロジェクト」の取組も行っている。その1つの事業として、図表 3-10 にあるように「入居保証」がある。これは、相談者の賃貸住宅契約時の連帯保証人の代わりにその役割を県社協が担うという事業である。また、図表 3-11 にあるように、就職時に身元保証人が必要であるが、それがいない相談者に対する「身元保証」事業も実施している。特に入居保証に関しては、身寄りがいない方にとっては重要な意義をもっているとのことであった。

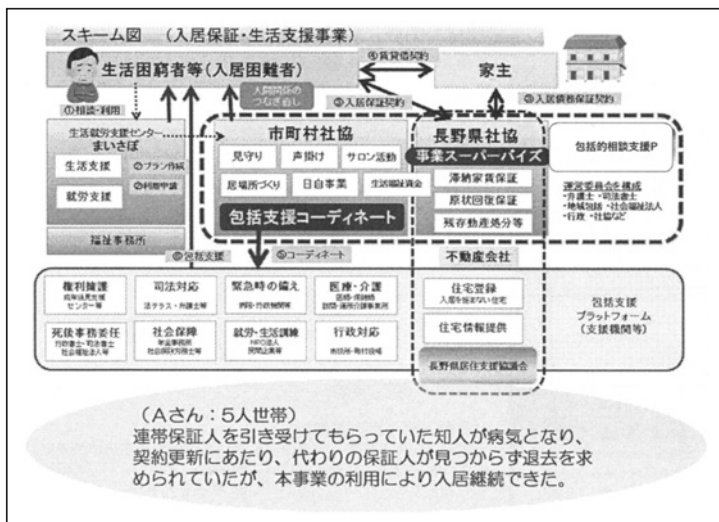
他方、図表 3-12 にあるように、さきの「あんしん未来創造センター」のプロジェクトの1つである「就労支援プロジェクト」として、

図表 3-9 包括的相談支援プロジェクト（長野県社協）



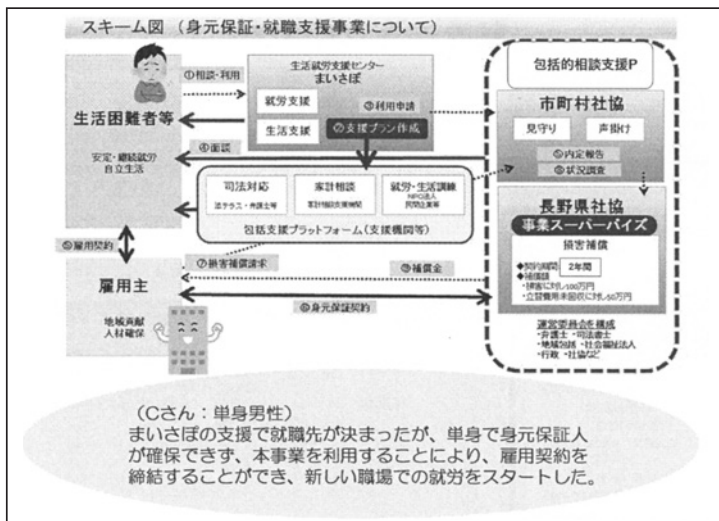
出典：長野県および県社協の提供資料

図表 3-10 入居保証・生活支援事業（長野県社協）のスキーム図



出典：長野県および県社協の提供資料

図表 3-11 身元保証・就職支援事業（長野県社協）のスキーム図



出典：長野県および県社協の提供資料

プチバイト（支援付き職場体験：後述）よりももうすこし就労に近づけるという観点から職場体験ができる「体験研修型」の事業も実施している。県と県社協ではコロナ禍に「緊急就労支援事業」に取り組み、それを「就労支援プロジェクト」として継承しその後も実施している。これには「直接雇用型」と「体験研修型」がある¹⁶。これらはいずれも、一般就労には届かないが、そこへのステップアップをはかるという意味では中間的就労と呼べるものである。このうち「体験研修型」は、図表 3-12 にあるように、体験研修時間は 1 日 6 時間まで（開始日から 1 か月以内の期間内に一人当たり 3 回

図表 3-12 就労支援プロジェクトにおける
「体験研修型」、「直接雇用型」

2020年6月～ 緊急就労支援事業（当初） コロナ禍における官民協働のプロ ジェクト 2022年10月～ 就労支援プロジェクト あんしん未来創造センター —つづきの未来も、200万人の夢まで— 利用実績 （令和5年4月～令和6年3月） ○直接雇用型 利用申請件数 43件 助成満額 4,926,818円 ○体験研修型 利用申請件数 73件 助成満額 2,720,945円	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け減収や失業した方に対し、「就労すること」による収入確保と社会参加の継続を支援する。県、市町村、賛同団体などとの協働プロジェクトとして実施してきたが、令和4年10月より、生活困窮者等幅広く利用していただけるよう、対象者を新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者に限らず、まいさぼの相談者に拡充し、「長野県あんしん未来創造センター就労支援プロジェクト」として実施。 新型コロナウイルス感染症による失業された方などを対象に就労に向けた取り組みをサポートするため、県、市町村振興協会等が資金を拠出し実施している。対象者を雇用した事業者が支払った資金の一部を助成する「直接雇用型」と、事業所等で就労の体験研修をした本人に支援金を支給する「体験研修型」により就労を支援している。
直接雇用型 休止中	体験研修型（令和3年～） ○体験研修期間 1回の期間は、開始日から1か月以内。1日6時間。なお、1人あたり3回まで（同一の体験先は除く）。 ※過去に雇用歴のある事業所を除く ○助成額 1時間あたり800円 （上限60時間/月） ○支払い 本人へ支払う

出典：長野県および県社協の提供資料

- 16 緊急就労支援事業の「直接雇用型」（2ヶ月間の直接雇用）については、県および市町村振興協会などが資金提供をして基金を造成した。「直接雇用型」は、コロナ禍で働いている方への支援として上限 19 万 2,000 円の助成金を雇用主に支給するものである。

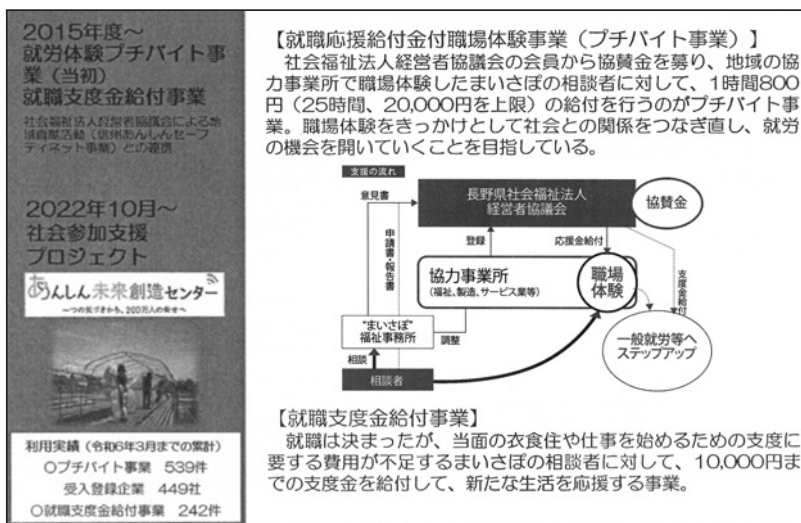
まで（同一の体験先は除く）で、60 時間を上限とし、時間に応じた定額（1 時間当たり 800 円）を支給するというものである。

緊急就労支援事業を開始したときはコロナの最も蔓延していた時期は、仕事を急遽解雇された、または仕事が減ったという理由で多くの利用者があったという。その後、徐々にコロナ禍が落ち着いてくると、コロナ禍でという短期的な相談者は減り、従来からの長期失業者の相談に変わっていった。

また、図表 3-13 にあるように、「あんしん未来創造センター」の「社会参加支援プロジェクト」として、「プチバイト」や「就職支度金」などの事業も実施されている。

まず、就職支度金については、就職は決まったものの就職のために用意する資金がない、例えば作業着を買うお金がない、職場に行

図表 3-13 社会参加支援プロジェクトにおけるプチバイト、就職支度金（あんしん未来創造センター）



出典：長野県および県社協の提供資料

くまでのガソリン代がない、企業と連絡を取るために滞納していた携帯代を支払わなければいけないなど、様々な理由で現金が必要な相談者に就職支度金を県社協が1万円まで給付するという事業である。図表 3-14 にあるように、就職支度金事業の利用は 40～50 代の年齢層が多く、2017 年の開始時から 2023 年までの累計は 217 件にのぼっており、累計金額は約 200 万円にのぼっている。

次に、プチバイトは、図表 3-13 にあるように、ヒアリング調査によると「バイト」というよりも「職場体験」に近い事業である。具体的には、本事業は 1 時間 800 円で 25 時間まで利用が可能で、2 万円を上限として職場体験に対して現金支給が行われる事業である。合計 2 万円と少額ではあるものの、単なる社会参加やボランティアなどは違い、少し意識を持った形で職場に出てもらうという意味でとても有効と捉えられている。プチバイトは、働く意欲を促したり、社会参加につなげるためには非常に有効である。

もともと、プチバイトは、県社協に社会福祉法人経営者協議会（以下、経営協と略す）が資金を拠出して基金を造成し、2014 年にモデル事業を始め、2015 年から本格実施を始めた任意事業である。

すでにプチバイトの受入れ登録企業は長野県内で 2024 年 3 月現

図表 3-14 社会参加支援プロジェクトにおけるプチバイト、就職支度金（2024 年 10 月 31 日現在）

項 目	H29	H30	R元	R 2	R 3	R 4	R5	R6	会計
受入れ登録事業所数	138	159	245	274	349	371	449	471	—
プチバイト（件数）	51	70	61	49	90	51	65	25	462
〃（金額、単位：円）	694,800	1,013,600	877,600	831,840	1,145,600	855,000	1,150,400	444,000	7,012,840
〃（平均年齢）	40歳	37歳	41歳	42歳	38歳	37歳	33歳	37歳	—
就職支度金（件数）	26	41	21	19	25	19	39	27	217
〃（金額、単位：円）	239,319	387,912	188,291	170,722	249,000	189,000	380,000	263,720	2,067,964
〃（平均年齢）	44歳	47歳	50歳	47歳	42歳	51歳	46歳	50歳	—

※R元 プチバイト件数の減少理由 経営協の予算が足りなくなり、事業所から利用希望があっても断ったことがある。
※R2 プチバイト件数の減少理由 コロナの影響で事業所の業績が悪化したり、感染対策など、受け入れづらい状況があった。
※R4 プチバイト、就職支度金の減少理由 経営協の協賛金財源が不足し、一時事業を休止した。
再度協賛金を募り、12月からプチバイトは再開したが、就職支度金は休止のままとっている。

出典：長野県および県社協の提供資料

在、440 社ほどまで広がり、この取組を理解し活用する企業は順調に増えてきている。プチバイトには、なかなか仕事が続けられない、この仕事に自分は向いているのかという際にちょっとした体験ができる。例えばスーパーで働きたいという方がプチバイトを行い、そのまま働かれる方もおり、逆に向いていないとこれで感じた方は、ほかの仕事にチャレンジするという判断ができる。まいさぼの支援員が工場を開拓して、プチバイトという形での受け入れを企業側にお願いをしてプチバイトを活用していただいて、実際に雇用につながったという例もあるとのことであった。

プチバイトでは年齢的には 30 代、40 代も多いが、若い世代も利用しているという。例えば、高校生でプチバイトを使う場合、ひきこもって居場所がない、児童養護施設を退所後に人とのつながりがないなどの事情を抱えた子などが活用することもあるという。

図表 3-14 にあるように、プチバイト事業の利用は 30-40 代の年齢層が多く、コロナ禍の 2021 年度（令和 3 年度）に急増した。また、2017 年の開始時から 2023 年までの累計で 462 件にのぼり、累計金額は 700 万円にのぼっている。本事業が利用者の生活の大きな支えになっていたことがうかがわれる。

図表 3-15 にあるように、近年の動きとして県社協では 2023 年度から生活困窮者就労支援強化事業（交通費、通信費、応募費、被服費、健康診断費、整容費などの現金支給事業）を実施している。この事業では、例えば経済的な理由で就職活動できないという方のための資金をまいさぼから相談者に支給している。

その他、面接に行くための交通費の支給、携帯電話（リスタート携帯）を契約するための通信費の支給、身なりを整えるための被服費の支給などの仕組みもあるという。ただし、こうした事業はまいさぼの支援員が相談者と面談する上でのツールとして認識されてお

図表 3-15 就労支援強化事業（県からの委託事業）

まいさぼの就労支援対象者のうち、経済的理由により就職活動を行うことが困難な方に対し、就職活動に必要な交通費、通信費等の支援を行うことにより、早期の自立を支援します。

面接に衣着していく服がない・・・



携帯電話を止められていて企業に連絡できない・・・

支援内容 対象経費 (上限あり)	内 容
交通費	ガソリンカード、交通ICカード、回数券等
通信費	リスタート・ケータイ初回費用＋通信費3月分
応募費	履歴書、証明写真、封筒、切手等就職の応募に係る費用
被服費	就職活動に必要な衣服、靴等の費用
健康診断費用	就職活動に必要な健康診断費用及び健康診断書費用
整容費	就職活動のための散髪、入浴等の費用

出典：長野県および県社協の提供資料

り、支援員が相談者のニーズを確かめながら進めている。

こうした事業は、支援員が相談者と面談をしていく中で、携帯が止まっているため企業と連絡が取れない、面接に衣着していく服がない、履歴書や証明写真を撮るお金がないといった必要なことが現場で見えてくるため、まいさぼの職員の「あったらいいな」の声を仕組みにしてきた。

なお、プチバイト、体験研修型などの体験先の企業開拓については2パターンある。1つには相談者の希望を叶えるために、就労支援員が開拓するパターンである。もう1つは、あらかじめ、今求人はどうですか、プチバイトはこういうものですよという説明をして理解を得ていくパターンであり、これらを両輪として企業開拓をしている。多くの場合、相談者の希望に合うよう業務を切り出してもらったりしている。

また、まいさぼの支援員にプチバイトや就労支援プロジェクトで、

受入れ先に関して困難だったこと、企業に伝える上で工夫したこと、相談者に伝える上で工夫したこと、相談者の適性やスキルを聞き取る上で工夫していることなどについてアンケートをとったところ、まずは座っていることができるかどうかということも大事なのだという。また、プチバイトでは、長野県では農作業も大変多く、リンゴの花が咲く季節は花を摘む仕事、イチゴができる季節はイチゴを摘む作業、種屋の業務だと自分のペースで種を植えていくことなどがあるが、屋外の作業は比較的取り組みやすいようである。

プチバイトでは受け入れ側の経費は一切発生しない。そのため、この人は働いてもいいといった見極めにもなっている。また、相談者本人が生きづらさを抱えている場合には、まいさぼが代わりに受け入れ先に話をし、こんなことは本人が得意です、こういうところをすこし工夫してください、最初は担当者の方1人との関わりにしてもらって徐々に世界を広げていってくださいといった配慮をしてもらうこともあるという。

図表 3-16 は、長野県独自事業（※生活困窮者自立支援事業への上乘せ・横出しに該当する事業）をまとめたものである。こうした国による全国一律の制度ではカバーできないような支援を地域の組織がまず提供し、それに自治体が予算をつけていくことは今後も就労支援の総合性を確保する観点から極めて有効であろう。

なお、県社協へのヒアリング調査では、国も県も事業の見える化をして数量的に評価し、相談支援の現場もそれは同じではあるが、相談に人が来たからといって必ずしもプラスになるわけではなく、相談に来た人にどのような支援をして解決までいったのか、支援者がどのように動いたのが重要と思うが、なかなかそれらがうまく評価されず、したがって評価指標にもなっていない部分があることで現場の支援員が苦悩することもあるという意見も聞かれた。

図表 3-16 長野県独自事業
(※生活困窮者自立支援事業への上乗せ・横出しに該当する事業)



出典：長野県および県社協の提供資料

謝辞

本稿の現地調査の部分の執筆にあたっては、沖縄県雇用政策課・沖縄県労働者福祉基金協会の皆様、京都ジョブパークを所管する京都府雇用推進課と京都自立就労サポートセンターの皆様、長野県の地域福祉課と長野県社会福祉協議会の皆様よりの多大なご協力をいただいた。ここに記して御礼を申し上げたい。なお、本稿の記述はこれらの皆様の所属する自治体や組織の公式見解を示すものではなく、筆者の理解に基づくものであり、これらに関する責任はすべて筆者が負うものである。

参考文献

筒井美紀（2011）「基礎自治体による就労支援・雇用開拓一試行錯

誤のリアリティー」『フォーラム現代社会学』10巻、pp.87-101

東京市政調査会（2010）『自治体の就労支援 ―そのあり方に関する総合的研究―（都市調査報告⑮）』、2010年6月

濱里正史（2017）「沖縄県における生活困窮者の支援に関する現況と課題 ―生活困窮者自立支援制度を中心に―」一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会（全労済協会）発行、2017年8月